

北海道科学大学公的研究費の管理・監査に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）における文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）の交付を受けた場合の運営・管理並びに不正行為の防止及び不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための措置等に関し、平成19年2月15日文部科学大臣決定の「公的研究費の管理・監査に関するガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」及びその他関係法令通知等に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 前条に掲げる以外の公的研究費等の交付を受けた場合においても、この規程を準用する。

(最高管理責任者)

第3条 本学は、第1条に掲げる目的を達成するため、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもってこれにあてる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

3 最高管理責任者は、第4条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切に指導力を発揮しなければならない。

4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針及び具体的な不正防止対策の策定、実施結果の評価等にあたっては、役員会等において審議を主導する。

5 最高管理責任者は、不正防止に向けた啓発活動を定期的に行い、本学すべての構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長をもってこれにあてる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、不正防止に向けたコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 統括管理責任者の指示の下、公的研究費の運営・管理について各学部及び全学共通教育

部（以下「各学部等」という。）を統括する実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、研究推進・地域連携センター長をもってこれにあてる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、各学部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わるすべての教職員（以下「構成員」という。）に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、定期的に不正防止に向けた啓発活動を実施する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、各学部等において、構成員が適切に公的研究の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、責任を統括する役割を担ったうえで、必要に応じ、各学部等又は事務局に複数のコンプライアンス副責任者を任命することができる。

（監 事）

第6条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運営状況について機関全体の観点から確認し、その結果を役員会等において定期的に報告し、意見を述べる。

- 2 監事は、特に、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を役員会等において定期的に報告し、意見を述べる。

（責 務）

第7条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、学校法人北海道科学大学就業規則第6章第2節（制裁）の規定により、その責任を負うことに留意する。

第2章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（ルールの明確化）

第8条 公的研究費にかかる事務処理手続について明確かつ統一的な運用を図るため、公的研究費事務処理手続の基本ルール（以下「ルール」という。）を別に定める。

- 2 ルールは、構成員に分かりやすく体系化され、例外的な処理は極力これを認めないこととし、特別な事由により例外を認めるときはその事由と処理経過を構成員に明示するものとする。
- 3 ルールは、常にその運用と実態が乖離せぬよう必要に応じて改正を図られなければならない。

（職務権限）

第9条 構成員の権限と責任について次のとおり定める。

- （1）公的研究費の執行にかかる事務処理は研究推進課が行う。
- （2）公的研究費により研究にあたる教員（以下「研究者」という。）は、公的研究費使用計画に責任を持ち、使用するときにはルールに従って必要な書類を研究推進課に提出するとともに、

当該研究活動に必要な事由を明示しなければならない。

- (3) 研究推進課は、研究者から提出された書類又は指示により、ルールに従って必要先への発注、納品物等の検収、研究者への納品物等の引渡し、必要先への支払、旅行にかかる旅費の計算、研究者への旅費支給、旅行実施の確認、非常勤雇用者（以下「勤務者」という。）の勤務状況の確認、勤務者への報酬支払等を行う。
 - (4) コンプライアンス推進責任者は、研究推進課を通じて研究者から提示された公的研究費使用の可否について判断するとともに、ルールに沿った運用がなされているかを監視する。
 - (5) 統括管理責任者は、ルールが運用の実態と乖離していないか、研究分野の特性の違いや合理的な事由を無視していないかなど、コンプライアンス推進責任者に指示して見直しや明確かつ統一的な運用を図る。
- 2 研究者は、研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、公的研究費は公的資金であり、機関による管理を行うという原則と精神を認識する。
 - 3 研究推進課は、専門的な能力による公的研究費の適正な執行と、効率的な研究遂行を支援する立場にあることを認識する。

（コンプライアンス教育と啓発活動）

第10条 コンプライアンス推進責任者は構成員に対して、本学の不正対策に関する方針及びルール等についての説明（以下、「コンプライアンス教育」という。）を行う。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握するとともに、構成員に対して誓約書等の提出を求める。
- 3 コンプライアンス教育の実施頻度は5年に1回とする。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の内容について、定期的に点検し、見直しを行う。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対して、意識の向上と浸透を図り、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- 6 啓発活動は不正防止計画や内部監査の結果、実際に生じた不正事案（他機関の事案も含む）及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可能にする内容とする。
- 7 啓発活動は、不正を起こさせない組織風土の形成のために、すべての構成員を対象として組織の隅々まで行き渡るような方法で実施する。
- 8 コンプライアンス推進責任者は内部監査による結果及び指摘に対する機関としての対応策について、コンプライアンス教育や啓発活動を活用するなどにより、構成員に対して周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

（行動規範）

第11条 構成員の行動規範を次のとおり策定する。

- (1) 最高管理責任者は、不正を根絶するには、研究者及び組織の自己決定によるルールと体制作りが前提であり、それに従うことが研究者倫理であるという意識を構成員に浸透させる。
- (2) 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、不正の背景には個人のモラルの低下だけではなく、組織としての取組みの不十分という問題が常にありうることを認識する。
- (3) 研究者は、公的研究費が公的資金であり、不正の問題が大学全体、さらには広く研究活動に

携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを十分に認識する。

- (4) 研究推進課は、研究活動の特性の把握に努め、研究者に適切な説明を行うとともに、ルールに照らして柔軟かつ迅速な事務処理を行う。

(告発窓口)

第12条 本学は、公的研究費にかかる学内外からの告発又は報道や会計検査院等の外部機関からの指摘（以下「告発等」という。）を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）を設置し、副学長をもってこれにあたる。

- 2 副学長は、書面、電話、電子メール、面談等による告発を受け付けることができるよう、住所、電話番号、電子メールアドレスを公表する。
- 3 副学長は、不正にかかる情報を最高管理責任者に迅速かつ確実に報告する。
- 4 最高管理責任者は、同条第3項により報告を受けた場合、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、文部科学省等の配分機関に報告する。
- 5 告発窓口に係る事務処理は研究推進課が行う。

(告発の取り扱い)

第13条 告発は原則として、顕名により行われるものとする。ただし、匿名による告発があった場合、最高管理責任者は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じて取り扱うことができる。

- 2 学会等の学術コミュニティや報道等により不正の疑いが指摘された場合又はインターネット上に不正の疑いが掲載されていることを本学が確認した場合、前項に規定する告発を受け付けた場合に準じて取り扱うことができる。
- 3 書面など告発窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発があった場合、最高管理責任者は告発者に告発を受け付けたこと及び措置内容を通知する。
- 4 告発の意思を明示しない相談については、最高管理責任者は告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、告発者に対して告発の意思があるか否かを確認する。
- 5 不正が行われようとしているなどの告発については、最高管理責任者はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う。

(告発者及び被告発者の取り扱い)

第14条 最高管理責任者は、告発内容や告発者の秘密を守るとともに、告発についての調査結果の公表まで調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発については、告発者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等があり得ることを周知する。
- 3 告発者は、単に告発したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをされることはない。
- 4 被告発者は、単に告発されたことのみをもって、その研究活動の禁止又は解雇その他不利益な取り扱いをされることはない。

- 5 最高管理責任者は、告発者の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者に周知する。
- 6 最高管理責任者は、被告発者を誹謗中傷から保護するための方策を講じる。

(不正調査)

第15条 第12条第4項により調査が必要と判断された場合、最高管理責任者は、調査委員会を設置し、調査を実施する。

- 2 調査委員会は、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者を含むものとする。
- 3 第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 最高管理責任者は、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。告発者及び被告発者は、通知された日から14日以内に異議申立てをすることができる。
- 5 前項により異議申立てがあった場合で、その内容が妥当であると最高管理責任者が判断した場合は、調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 6 最高管理責任者は、被告発者に対し、必要に応じて調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
- 7 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- 8 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して証拠となるような資料等を保全する措置をとる。
- 9 最高管理責任者は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知する。
- 10 悪意に基づく告発との認定があった場合、最高管理責任者は告発者の所属機関にも通知する。
- 11 最高管理責任者は、次の各号に記載のとおり配分機関への報告及び調査への協力をするものとする。
 - (1) 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等については配分機関に報告、協議しなければならない。
 - (2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。
 - (3) 期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
 - (4) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
 - (5) 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
 - (6) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
 - (7) 調査結果を配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。

(不服申立て)

第16条 不正使用を認定された被告発者は、調査結果の通知を受けた日から起算して30日以内に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立て

を繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者についても、前項に準じて取り扱う。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。
- 4 調査委員会は、不服申立ての趣旨・理由等を勘案し、再調査の要否を速やかに決定する。
- 5 調査委員会は、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う措置の先送りを主な目的と調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 6 再調査を行うことを決定した場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査に協力することを求める。
- 7 調査委員会は、前項による協力が得られない場合、再調査を行わずに審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に通知する。
- 8 調査委員会が再調査を開始した場合は、不正使用と認定された被告発者から不服申立てがあったときは原則として50日以内、悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあったときは原則30日以内に、調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。
- 9 最高管理責任者は前各項により報告を受けた後、被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知し、配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

(調査結果の公表)

第17条 最高管理責任者は、調査委員会において不正使用が行われたとの認定があった場合は速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項の公表する内容には次の各号を含むものとする。
 - (1) 不正使用に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正の内容
 - (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法及び手順等
- 3 前項について合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名及び所属等を非公表とすることができる。
- 4 不正が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合は調査結果を公表することができる。
- 5 悪意に基づく告発の認定があったときは、その調査結果を公表する。

(認定に対する措置)

第18条 最高管理責任者は第15条による調査の結果、不正使用があったと認められたものについては、以下の各号の措置をとる。

- (1) 不正使用への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正使用が認定された研究活動について責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

第2編大学6-11 公的研究費の管理・監査に関する規程

- (2) 被認定者が、本学に所属する研究者の場合は、学校法人北海道科学大学就業規則第6章2節（制裁）の規程を準用し、懲戒処分、氏名の公表を行うものとする。
- (3) 研究費の私的流用や本学の信用を著しく傷つける行為等、悪質性の高い事案については、本学諸規則等に定める措置のほか、刑事告発や民事訴訟等法的手続きを行うことがある。
- 2 最高管理責任者は、配分機関等及び文部科学省から研究費の返還命令を受けたとき、被認定者に当該金額を返還させる。
- 3 調査の結果、不正使用が行われなかったと認定された場合は、研究費の使用中止を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てが無いまま申立期間が経過した後、又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 4 調査の結果、告発が悪意に基づくものと認定されたときは、告発者が本学に所属する研究者の場合は、就業規則に基づき、その他の場合は、所定の手続きに基づき適切な処置を行うものとする。

(守秘義務)

第19条 この規程における公的研究費の管理・監査に携わる者は、告発の内容の調査に関する事項に係る秘密を他に漏洩してはならない。また、その業務に従事しなくなった後も同様とする。

第3章 不正防止計画の策定及び実施

(不正防止計画)

第20条 最高管理責任者は、率先して不正防止に対応することとし、自ら不正防止計画の進捗管理にあたる。

(不正防止計画推進部署)

第21条 最高管理責任者は、大学全体の状況を体系的に整理・評価し、不正防止計画を策定し、管理する部署として不正防止計画推進部署を置き、研究推進・地域連携センターをもってこれにあてる。

- 2 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに大学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 3 不正防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見の交換を行う機会を設ける。
- 4 不正防止計画の策定にあたっては、不正発生要因への対策を反映することにより実効性のあるものになるように努めるとともに必要に応じて見直しを行う。

第4章 公的研究費の適正な運営・管理活動

(執行状況確認)

第22条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、各学部等の公的研究費の執行状況を適宜確認し、当初計画との比較で著しく執行が遅れている場合はその理由を確認す

るとともに、必要に応じて研究者に改善を求める。

(癒着防止対策)

第23条 コンプライアンス推進責任者は、不正な取引は研究者と業者との関係が緊密な状況で発生する可能性があることを踏まえ、癒着を防止する対策を講じる。

(不正取引業者)

第24条 不正な取引に関与した業者については、全学で以降の取引を停止し、その経緯を学校法人北海道科学大学（以下「法人」という。）全体に通知する。

(検収業務)

第25条 研究推進課は、原則すべての納品物及び特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）について検収を行う。

(勤務状況確認)

第26条 勤務者の採用及び契約更新にあたり、必要に応じて研究推進課においても勤務者と面談し、契約を更新する場合は、当該勤務者の勤務実績等を確認する。

2 研究推進課は、勤務者採用後においても必要に応じて面談を行うなど、勤務の状況確認を行う。

(出張の確認)

第27条 研究推進課は、研究者の出張計画に基づき、後日、その実行状況等を確認する。

第5章 情報の伝達を確保する体制の確立

(相談窓口)

第28条 本学は、公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、研究推進・地域連携センターをもってこれにあたる。

(情報公開)

第29条 公的研究費の不正防止への本学の取組みについて学外へ公表するため、この規程及び別に定めるルール、不正防止基本計画を本学ホームページに掲載するものとする。

第6章 モニタリング

(執行状況報告)

第30条 研究推進課長は、毎年9月末、3月末の公的研究費執行状況をコンプライアンス推進責任者、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。

(公的研究費内部監査委員会)

第31条 最高管理責任者の直轄組織として、北海道科学大学公的研究費内部監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次に掲げる者をもって構成する。ただし、最高管理責任者が必要と認めた場合は、臨時の委員を加えることができる。

(1) 委員長 副学長

(2) 委員

ア 最高管理責任者が指名する本学教員 若干名（過去に公的研究費の交付を受けたが、当該年度は受けていない者）

イ 本法人内事務職員 若干名

3 委員会は、全学的に管理及び監査体制が有効に機能しているか否かを確認するとともに、ルールにも改善すべきことがないか検証する。

4 委員会は、第21条に規定した不正防止計画推進部署との連携を強化し、定期的な内部監査及び不正が生じたときにはその発生要因に応じた内部監査を実施する。

5 委員会は、効率的かつ効果的な内部監査を実施するために、監事及び公認会計士との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見の交換を行う。

6 委員会は、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。

7 その他委員会に必要な事項は、別に定める。

第7章 雑 則

（規程の改廃）

第32条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成21年11月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成27年1月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。